



平成19年11月22日

各 位

会 社 名 株式会社 加ト吉
代 表 者 名 取締役社長 金森哲治
(コード番号：2873 東証第一部・大証第一部)
問合せ先
責任者役職名 常務執行役員経営企画部長
氏 名 白上 篤
(TEL 03-5547-2427)

日本たばこ産業株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ

当社は、平成19年11月22日開催の取締役会において、日本たばこ産業株式会社(以下「公開買付者」といいます。)による当社株式に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)について下記のとおり意見を表明することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本意見表明に係る決議は、本公開買付けが成立した場合には、その後公開買付者が当社を完全子会社化する予定であること、及びその後当社株式が上場廃止となる予定であることを前提としております。

記

1. 公開買付者の概要

(1)商号	日本たばこ産業株式会社
(2)事業内容	「価値創造ビジネスを多角的に展開するグローバル成長企業」を目指し、たばこに加え、医薬、食品を柱として、企業価値の増大に向けた事業運営を行っております。
(3)設立年月日	昭和60年4月1日
(4)本店所在地	東京都港区虎ノ門2-2-1
(5)代表者の役職・氏名	代表取締役社長 木村 宏
(6)資本金	1,000億円(平成19年3月31日現在)

(7)大株主及び持株比率	財務大臣	50.02%
	ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー	2.14%
	日本マスタートラスト信託銀行株式会社	1.72%
	株式会社みずほ銀行	1.35%
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	1.33%
	モルガン・スタンレーアンドカンパニーインク	1.20%
	ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー505103	1.10%
	ユービーエスエージーロンドンアカウントアイピービーセグ	
	リゲイテッドクライアントアカウント	0.96%
	ザチェースマンハッタンバンク385036	0.81%
	株式会社三菱東京UFJ銀行	0.71%
(8)買付者と当社との関係等	資本関係	公開買付者は、当社の発行済株式総数の5.02%を保有しております。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	公開買付者と当社とは、平成12年10月に資本業務提携契約を締結して以降、公開買付者から当社への冷凍食品商品の生産委託等の事業上の取引がございます。公開買付者と当社役員との取引については、該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

2. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(1)本公開買付けに関する意見の内容

当社は、平成19年11月22日開催の取締役会において、公開買付者による当社普通株式の公開買付けについて賛同の意を表明することを決議いたしました。したがって、下記(2)「本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」に記載しましたところに基づいて、当社は本公開買付けへの応募をお勧めしたく存じます。

この取締役会の決議は、審議及び決議に参加した対象者取締役4名(うち社外取締役3名を含む。)全員が賛成して行われました。また、当社監査役5名全員(うち社外監査役4名を含む。)は、上記取締役会に出席し、取締役会が本公開買付けに賛同する旨を決議することにつき異議はない旨の意見を述べています。なお、本公開買付けへの賛同決議については、当該決議の公正性の可及的確保の観点から、公開買付者の出身者である当社代表取締役金森哲治及び取締役専務執行役員小林一夫は、上記取締役会のうち本公開

買付けへの賛同に関する議案の審議及び決議に参加しておりません。

(2)本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

当社は、公開買付者及び日清食品株式会社(以下「日清食品」といいます。)との間で、公開買付者の冷凍食品事業と日清食品の冷凍食品事業を当社に移管し、三社における冷凍食品事業を統合すること(以下「本件統合」といいます。)について、平成19年11月22日、合意に至りました。

本件統合によって、売上高約2,600億円(三社の平成18年度実績ベース合算値)にのぼる名実とも日本最大級の冷凍食品事業を有する食品企業が誕生します。本件統合後の当社は、三社それぞれの強みを活かした早期のシナジー実現を図るとともに国内における強固な事業体を形成し、グローバル食品メーカーへの飛躍を目指して更なる成長戦略を実現してまいります。

昨今の国内食品市場では、少子高齢化に伴う社会構造の変化、原料価格の高騰や食の安全・安心への関心の高まりなどから、その事業環境は大きく変化しています。このような中、当社、公開買付者及び日清食品は、冷凍食品事業の統合を通じて各社の企業価値及び株主価値をさらに増大させることを目的に、三社間で意見交換を進めてまいりました。

本件統合により、当社の豊富な原料調達力や競争力の高い製造・販売基盤、公開買付者の高付加価値を生み出す研究開発力や時代を捉えた商品開発力、日清食品の麺類を中心に差別化された高付加価値製品を生み出すブランディング力、商品開発力並びに徹底した品質管理体制など、各社におけるそれぞれの強みをベースとした経営資源の相互補完効果が得られることとなります。加えて、商品開発力や営業力の強化など、三社が有する経営資源を最大限に活用することにより、本件統合は相乗効果を期待しうる理想的な原料調達から販売にいたるまでのバリューチェーン構成を可能とし、事業価値の更なる拡大を実現することができます。

本件統合によって、公開買付者及び日清食品が、イコール・パートナーとして、二社各々が培ってきた強みを当社に統合することで、日本最大級となる冷凍食品企業が誕生し、麺類、フライ類、スナック、畜肉商材、中華商材、デザート、米飯類等の冷凍食品事業を支える多彩なカテゴリーを有する冷凍食品業界のリーダーとしての基盤を確固たるものとします。将来においても、その自律的成長はもとより、事業の飛躍的拡大に向けた投資や、国内食品メーカー再編の核として積極的なアライアンスを推進し、グローバル食品メーカーを目指していきます。

本件統合については、今後、三社間において、本公開買付けの成立後速やかに「統合委員会」を設置し、冷凍食品事業における統合の円滑な推進を図るとともに、統合効果が早期に最大化することを目的に、当社への事業移管後の再編又は統合も含め、具体的な取組方針・方法について検討を進めてまいります。

以上の考え方にに基づき、当社は、公開買付者及び日清食品との間で、本件統合につい

て協議・検討を重ね、その結果、本公開買付け(及び必要に応じて行われる予定の、下記(4)記載の全部取得条項付種類株式を用いた完全子会社化の手続)により、公開買付者が当社の発行済株式数の100%に相当する当社株式を取得し当社の完全親会社となった上、公開買付者が当社株式のうち49%を日清食品に譲渡した後、両者の冷凍食品事業を当社に移管することが、当社、公開買付者及び日清食品の事業価値最大化に資するとの基本的了解に至り、平成19年11月22日付で三社の間で「資本業務提携に関する基本契約書」を締結いたしました。

本公開買付けは、本件統合の一環として、同契約に基づき実施されるものであり、当社は、本公開買付けが当社の事業価値最大化のために必要なものと判断いたしました。

なお、下記(4)「本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」及び(5)「上場廃止に関する見込み」に記載しましたように、公開買付者は、本公開買付け後、最終的に当社株式の100%を保有することを企図しており、また、当社普通株式に係る株券は上場廃止となる見込みです。昨今の国内食品市場での事業環境の激変に適時かつ適切に対応するためには、意思決定の更なる迅速化、事業の抜本的な見直しや大規模な設備投資の実行、あるいはアライアンスの遂行などが必要とされていますが、これらの施策は、短期的には当社の期間損益に大きな変動をもたらしたり、あるいは、当社の経営・財務状況に対して重大なリスクをもたらすことも考えられます。このような施策を長期的な視野に立って適時かつ適切に実施していくためには、当社の全議決権を公開買付者と日清食品に委ねた上で、本件統合を推進することが最善と判断いたしました。本公開買付けは、現金を対価とするものであり、その代替措置については特段の検討は行っておりませんが、下記(3)「買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避する措置の内容」に記載しましたとおり、本公開買付けの算定価格は本公開買付けに応募される当社の株主にとって公正な価格であり、当社株主に対しても適切な株式売却の機会を提供するものであると判断し、賛同することといたしました。

(3)買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避する措置の内容

下記の本公開買付けに関する意見表明に係る審議及び決議に参加した当社取締役4名(うち社外取締役3名を含む。)は、本公開買付けにおける買付価格の公正性を担保するため、公開買付者及び当社から独立した地位の財務アドバイザーであるメリルリンチ日本証券株式会社(以下「メリルリンチ」といいます。)より、本公開買付けにおける当社普通株式の買付価格が当社普通株式の株主(公開買付者及び公開買付者の関係会社を除く。)にとって財務的見地から公正である旨の意見書を受領しております(なお、かかる意見書には一般通例的な前提条件が付されております。)。メリルリンチは当社の財務アドバイザーであり、かかるサービスに対し、当社から手数料を受領し、かかる手数料の一部は本公開買付けの成立に伴い発生します。更に、本公開買付けが成立しました場合、メリルリンチは当社に対し、上記公開買付者の完全親会社化及び本件統合について

もアドバイスをを行う予定です。

また、当社取締役会は、上記意見書ならびにリーガルアドバイザーである西村あさひ法律事務所による法的リスクの分析及びその内容も参考にしながら、本公開買付けの諸条件について慎重に検討した結果、平成19年11月22日開催の取締役会において、審議及び決議に参加した当社取締役4名(うち社外取締役3名を含む。)全員一致で、本公開買付けに賛同する旨を決議しています。また、当社監査役5名全員(うち社外監査役4名を含む。)は、上記取締役会に出席し、取締役会が本公開買付けに賛同する旨を決議することにつき異議はない旨の意見を述べています。

なお、本公開買付けの買付価格は、平成19年8月20日から平成19年11月19日までの3ヶ月間の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値の単純平均値537円(小数点以下四捨五入)に対して約32.2%のプレミアムを加えた額となります。

(4)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)

公開買付者は、本公開買付け後、最終的に当社株式の100%を保有することを企図しており、本公開買付けにおいて公開買付者が保有する当社株式及び当社の自己株式を除く全株式を取得できなかった場合には、以下に述べる方法により、当社を完全子会社化することを予定しております。

具体的には、本公開買付けが成立した後に、公開買付者は、①当社において普通株式とは別の種類の株式を発行できる旨の定款変更を行うことにより、当社を会社法の規定する種類株式発行会社とすること、②当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うこと、及び③当社の当該株式の全部取得と引き換えに別個の種類当社の株式を交付すること、以上①乃至③を付議議案に含む株主総会の開催を当社に要請する予定です。なお、公開買付者は、本公開買付けが成立した場合には当社の総議決権の3分の2以上を保有することになる予定であり、上記の株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

上記①乃至③の各手続が実行された場合には、当社の発行する全ての普通株式は全部取得条項が付された上で、全て当社に取得されることとなり、当社の株主には当該取得の対価として当社の別個の種類当社の株式が交付されることとなりますが、交付されるべき当該当社株式の数が1株に満たない端数となる株主に対しては、法令の手続に従い、当該端数の合計数(合計した数に端数がある場合には当該端数は切り捨てられます。)に相当する当該当社株式を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数に相当する当該当社株式の売却の結果当該株主に交付される金銭の額については、特段の事情がない限り本公開買付けの買付価格を基準として算定する予定です。また、全部取得条項が付された株式の取得の対価として交付する当社株式の種類及び数は、本書提出日現在未定であります。当社が、公開買付者がその発行済株式の100%を保有する完全子会社となるよう、本公開買付けに応募されなかった当社の株主に対し交付しなければならない当社株式の数が1株に満たない端数となる

よう決定する予定であります。上記②の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、(a)少数株主の権利保護を目的として会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、株主はその有する株式の買取請求を行うことができる権利を有しており、また、(b)同様の趣旨に基づき、全部取得条項が付された株式の全部取得が株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主は当該株式の取得の価格の決定の申し立てを行うことができます。これらの(a)又は(b)の方法による1株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することになるため、本公開買付けの買付価格とは異なることがあります。これらの方法による請求又は申し立てを行うにあたっては、その必要手続等に関しては株主各位において自らの責任にて確認され、ご判断頂くこととなります。当社は、上場株式の取得と引き換えに交付する別個の当社株式の上場申請を行わない予定です。

また、上記方法については、本公開買付け後の公開買付者の株券所有割合、公開買付者以外の当社株主の株式の保有状況又は関連法令についての当局の解釈等の状況等によっては、それと同等の効果を有する他の方法を実施し、また実施に時間を要する可能性があります。ただし、その場合でも、公開買付者以外の当社株主に対しては、最終的に金銭を交付する方法により完全子会社化をすることを予定しております。この場合における当該当社株主に交付する金銭の額についても、特段の事情がない限り本公開買付けの買付価格を基準として算定する予定です。以上の場合における具体的な手続については、公開買付者と協議のうえ、決定次第、速やかに公表します。

なお、本意見表明は、前述の各手続において開催されることが想定されている株主総会における当社の株主の賛同を勧誘するものではありません。また、本公開買付けへの応募、当社の完全子会社化に際しての金銭の交付又は当社の完全子会社化に係る株式買取請求による買取りなどにおけるそれぞれの場合の税務上の取り扱いについては、株主各位において税務の専門家にご確認いただくこととなります。

(5)上場廃止に関する見込み

当社の普通株式は、本書提出日現在、株式会社東京証券取引所及び株式会社大阪証券取引所(総称して、以下「本証券取引所」といいます。)に上場されておりますが、本公開買付けにおいては買付けを行う株券の数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、当社株式は流動性等にかかる本証券取引所の株券上場廃止基準に従い、本公開買付けの成立をもって、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。

また、本公開買付けの成立時点で、当該基準に該当しない場合でも、適用ある法令に従い、当社が公開買付者の完全子会社となることが予定されておりますので、その場合には当社普通株式に係る株券は上場廃止となります。上場廃止後は、当社株式に係る株券を本証券取引所において取引することができなくなり、当社株式に係る株券を将来売却することが困難になることが予想されます。

(6)公開買付者と対象者の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

該当事項はありません。

3. 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容

該当事項はありません。

4. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針

該当事項はありません。

5. 公開買付者に対する質問

該当事項はありません。

6. 公開買付期間の延長請求

該当事項はありません。

7. 公開買付者による当社株式の公開買付け等の概要

公開買付者が本日公表した別紙「株式会社加ト吉に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」をご参照ください。

以 上

平成19年11月22日

各 位

会 社 名 日本たばこ産業株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 木村 宏
(コード番号2914 東証・大証・名証 第一部、福証・札証)
問合せ先: 常務執行役員コミュニケーション責任者
志水 雅一 (TEL: 03-3582-3111)

株式会社加ト吉株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

当社は、取締役会の承認に基づき、平成19年11月22日、下記のとおり株式会社加ト吉（コード番号 2873東証・大証第一部、以下「対象者」といいます。）株式を公開買付けにより取得することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的

<本公開買付けの背景>

当社は、対象者及び日清食品株式会社（以下「日清食品」といいます。）との間で、当社の冷凍食品事業と日清食品の冷凍食品事業を対象者に移管し、三社における冷凍食品事業を統合すること（以下「本件統合」といいます。）について、平成19年11月22日、合意に至りました（主な合意内容については、「4.その他（1）公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容」をご参照下さい。）。

本件統合によって、売上高約2,600億円（三社の平成18年度実績ベース合算値）にのぼる名実とも日本最大級の冷凍食品事業を有する食品企業が誕生します。統合後の対象者では、三社それぞれの強みを活かした早期のシナジー実現を図るとともに国内における強固な事業体を形成し、グローバル食品メーカーへの飛躍を目指して更なる成長戦略を実現してまいります。

昨今の国内食品市場では、少子高齢化に伴う社会構造の変化、原料価格の高騰や食の安全・安心への関心の高まりなどから、その事業環境は大きく変化しています。このような中、当社、対象者及び日清食品は、冷凍食品事業の統合を通じて各社の企業価値及び株主価値をさらに増大させることを目的に、三社間で意見交換を進めてまいりました。

本件統合により、対象者の豊富な原料調達力や競争力の高い製造・販売基盤、当社の高付加価値を生み出す研究開発力や時代を捉えた商品開発力、日清食品の麺類を中心に差別化された高付加価値製品を生み出すブランディング力、商品開発力並びに徹底した品質管理体制など、各社におけるそれぞれの強みをベースとした経営資源の相互補完効果が得られることとなります。加えて、商品開発力や営業力の強化など、三社が有する経営資源を最大限に活用することにより、本件統合は相乗効果を期待しうる理想的な原料調達から販売にいたるまでのバリューチェーン構成を可能とし、事業価値の更なる拡大を実現することができます。

(本件統合によるシナジー効果)

- ・ 三社が強みを有するバリューチェーン機能の共同化（経営資源の相互補完）
- ・ 当社及び日清食品の研究開発、商品開発、マーケティング力を活用した対象者の既存商品の更なる競争力強化
- ・ 三社経営資源を結集した新商品開発
- ・ 「安全・安心」基盤の充実
- ・ グローバル市場への挑戦

本件統合によって、当社及び日清食品は、イコール・パートナーとして、二社各々が培ってきた強みを対象者に統合することで、日本最大級となる冷凍食品企業が誕生し、麺類、フライ類、スナック、畜肉商材、中華商材、デザート、米飯類等の冷凍食品事業を支える多彩なカテゴリーを有する冷凍食品業界のリーダーとしての基盤を確固たるものとします。将来においても、その自律的成長はもとより、事業の飛躍的拡大に向けた投資や、国内食品メーカー再編の核として積極的なアライアンスを推進し、グローバル食品メーカーを目指していきます。

本件統合については、今後、三社間において、本公開買付けの成立後速やかに「統合委員会」を設置し、冷凍食品事業における統合の円滑な推進を図るとともに、統合効果が早期に最大化することを目的に、対象者への事業移管後の再編または統合も含め、具体的な取組方針・方法について検討を進めてまいります。

<本公開買付けの目的及び概要>

本公開買付けは、当社、対象者及び日清食品との間の上記平成19年11月22日付合意に基づき、本件統合を進めることを目的として、その最初の段階として行われるものです。当社は、対象者を完全子会社化することを目的として、当社が保有する対象者株式及び対象者の自己株式を除く全株式の取得を目指し、対象者普通株式99,777,000株（本公開買付けの結果、当社保有分のみで対象者の総議決権の3分の2以上を保有することとなる株数）を下限として、本公開買付けを実施いたします。

下記の本公開買付けに関する意見表明にかかわる審議及び決議に参加した対象者取締役4名（うち社外取締役3名を含む。）は、本公開買付けにおける買付価格の公正性を担保するため、公開買付者及び対象者から独立した地位の財務アドバイザーであるメリルリンチ日本証券株式会社（以下「メリルリンチ」といいます。）より、本公開買付けにおける対象者普通株式の買付価格が対象者の普通株式の株主（当社及び当社の関係会社を除く。）にとって財務的見地から公正である旨の意見書を受領しています（なお、かかる意見書には一般通例的な前提条件が付されてお

ります。)。メリルリンチは対象者の財務アドバイザーであり、かかるサービスに対し、対象者から手数料を受領し、かかる手数料の一部は本公開買付けの成立に伴い発生します。更に、本公開買付けが成立しました場合、メリルリンチは対象者に対し、別途記載の当社による完全子会社化及びその後の日清食品を含めた取引についてもアドバイスを行う予定です。

また、対象者は、上記意見書ならびにリーガルアドバイザーである西村あさひ法律事務所による法的リスクの分析及びその内容も参考にしながら、平成19年11月22日開催の取締役会において、本公開買付けの諸条件について慎重に検討した結果、審議及び決議に参加した対象者取締役4名（うち社外取締役3名を含む。）全員一致で、本公開買付けに賛同する旨を決議しています。また、対象者監査役5名全員（うち社外監査役4名を含む。）は、上記取締役会に出席し、取締役会が本公開買付けに賛同する旨を決議することにつき異議はない旨の意見を述べています。

なお、本公開買付けへの賛同決議については、当該決議の公正性の可及的確保の観点から、公開買付者の出身者である対象者代表取締役金森哲治氏及び取締役専務執行役員小林一夫氏は、上記取締役会のうち本公開買付けへの賛同に関する議案の審議及び決議に参加していません。

<本公開買付け後の完全子会社化>

当社は、本公開買付けにおいて当社が保有する対象者株式及び対象者の自己株式を除く全株式を取得できなかった場合には、以下に述べる方法により、対象者を完全子会社化することを予定しております。

具体的には、本公開買付けが成立した後に、当社は、①対象者において普通株式とは別の種類の株式を発行できる旨の定款変更を行うことにより、対象者を会社法の規定する種類株式発行会社とすること、②対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うこと、及び③対象者の当該株式の全部取得と引き換えに別個の種類の対象者株式を交付すること、以上①乃至③を付議議案に含む株主総会の開催を対象者に要請する予定です。なお、当社は、本公開買付けが成立した場合には対象者の総議決権の3分の2以上を保有することになる予定であり、上記の株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

上記①乃至③の各手続が実行された場合には、対象者の発行する全ての普通株式は全部取得条項が付された上で、全て対象者に取得されることとなり、対象者の株主には当該取得の対価として対象者の別個の種類の対象者株式が交付されることとなりますが、交付されるべき当該対象者株式の数が1株に満たない端数となる株主に対しては、法令の手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合には当該端数は切り捨てられます。）に相当する当該対象者株式を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数に相当する当該対象者株式の売却の結果、当該株主に交付される金銭の額については、特段の事情がない限り本公開買付けの買付価格を基準として算定する予定です。また、全部取得条項が付された普通株式の取得の対価として交付する対象者株式の種類及び数は、本日現在未定であります。対象者が、当社がその発行済株式の100%を保有する完全子会社となるよう、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主に対し交付しなければならない対象者株式の数が1株に満たない端数となるよう決定する予定であります。上記②の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款

変更を行うに際しては、(a)少数株主の権利保護を目的として会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、株主はその有する株式の買取請求を行うことができる権利を有しており、また、(b)同様の趣旨に基づき、全部取得条項が付された株式の全部取得が株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主は当該株式の取得の価格の決定の申し立てを行うことができます。これらの(a)又は(b)の方法による1株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することになるため、本公開買付けの買付価格とは異なることがあります。これらの方法による請求又は申し立てを行うにあたっては、その必要手続等に関しては株主各位において自らの責任にて確認され、ご判断頂くこととなります。

なお、本公開買付けは、上記株主総会における対象者の株主の賛同を勧誘するものではありません。

また、上記方法については、本公開買付け後の当社の株券所有割合、当社以外を対象者株主の対象者の株式の保有状況又は関係法令についての当局の解釈等の状況等によっては、それと同等の効果を有する他の方法を実施し、また実施に時間を要する可能性があります。ただし、その場合でも、当社以外を対象者の株主に対しては、最終的に金銭を交付する方法により完全子会社化をすることを予定しております。この場合における当該対象者株主に交付する金銭の額についても、特段の事情がない限り本公開買付けの買付価格を基準として算定する予定です。以上の場合における具体的な手続については、対象者と協議のうえ、決定次第、速やかに公表します。

<上場廃止見込み>

対象者の普通株式は、本日現在、株式会社東京証券取引所及び株式会社大阪証券取引所（総称して、以下「本証券取引所」といいます。）に上場されておりますが、本公開買付けにおいては買付けを行う株券の数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、対象者株式は流動性等にかかる本証券取引所の株券上場廃止基準に従い、本公開買付けの成立をもって、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの成立時点で、当該基準に該当しない場合でも、適用ある法令に従い、対象者が当社の完全子会社となることが予定されておりますので、その場合には対象者普通株式に係る株券は上場廃止となります。上場廃止後は、対象者株式に係る株券を本証券取引所において取引することができなくなります。

<上場廃止に対する考え方>

当社は、対象者の事業をより強固なものとするを目的として本件統合を行うものです。上述の通り、対象者株式は上場廃止となる可能性があります。これは対象者株式を上場廃止とすることを目的としたものではなく、本件統合に向け実施される本公開買付け並びに完全子会社化によって、結果的に生じるものであります。

対象者の少数株主の利益を保護するべく、平成20年3月末日までを目途として、<本公開買付け後の完全子会社化>に記載の方法により、公開買付者を除く対象者の株主に対して対象者株式の売却機会を提供しつつ、対象者を完全子会社化することを企図しております。なお、完全子会

社化の過程において当社以外の株主に交付される金銭の額は、特段の事情がない限り本公開買付けの買付価格を基準として算定する予定です。

<その他>

本公開買付け、その後の完全子会社化に伴う各種手続の実行によって交付される対価としての金銭の受領、又は当該手続の実行に係る株式買取請求による買取り等の場合の税務上の取扱いについては、各自の税務アドバイザーにご確認いただきますよう、お願いいたします。

<第三者への譲渡について>

当社は、本公開買付け成立後、対象者の完全子会社化を条件として、日清食品との間で、当社が保有する対象者の株式のうち議決権の49%を表章する数の株式を、本公開買付けにおける買付け等の価格と実質的に同額で譲渡すること（以下「本件譲渡」といいます。）を内容とする株式譲渡契約を締結することを予定しております。本件譲渡の結果、当社が対象者の議決権の51%を、日清食品が49%を所有することになる予定です。日清食品は、その上で、当社と共に、対象者を中心とした強固な事業体を形成し、冷凍食品関連事業における更なる強化・発展を図ることを企図しております。

日清食品は即席めん、カップめんを主とするインスタント食品の製造・販売をその事業の中核としておりますが、それに付随してチルド・冷凍食品事業にも積極的に進出しており、麺類を中心に差別化された高付加価値を有するチルド・冷凍製品を開発、販売しております。当社は、日清食品の実績・ノウハウを高く評価しており、対象者の企業価値向上に取り組むうえで日清食品は最適のパートナーであると考えております。なお、当社と日清食品の間に資本関係はなく、また、日清食品は対象者株式を一切所有しておりません。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

① 商号	株式会社加ト吉
② 事業内容	冷凍食品、冷凍水産品等の製造、販売を主な事業内容とし、これに付帯する物流事業のほかホテル事業、外食事業などのサービス事業を展開している
③ 設立年月日	昭和31年9月1日
④ 本店所在地	香川県観音寺市坂本町五丁目18番37号
⑤ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 金森 哲治
資本金	34,002百万円（平成19年3月31日現在）

⑥																					
⑦ 大株主及び持株比率	<table> <tr><td>日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社</td><td>10.09%</td></tr> <tr><td>日本マスタートラスト信託銀行株式会社</td><td>7.59%</td></tr> <tr><td>加藤義和株式会社</td><td>6.76%</td></tr> <tr><td>日本たばこ産業株式会社</td><td>5.02%</td></tr> <tr><td>株式会社四国銀行</td><td>4.81%</td></tr> <tr><td>資産管理サービス信託銀行株式会社</td><td>3.17%</td></tr> <tr><td>加藤義清</td><td>2.92%</td></tr> <tr><td>全国共済農業協同組合連合会</td><td>2.60%</td></tr> <tr><td>株式会社百十四銀行</td><td>2.08%</td></tr> <tr><td>第一生命保険相互会社</td><td>2.06%</td></tr> </table>	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	10.09%	日本マスタートラスト信託銀行株式会社	7.59%	加藤義和株式会社	6.76%	日本たばこ産業株式会社	5.02%	株式会社四国銀行	4.81%	資産管理サービス信託銀行株式会社	3.17%	加藤義清	2.92%	全国共済農業協同組合連合会	2.60%	株式会社百十四銀行	2.08%	第一生命保険相互会社	2.06%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	10.09%																				
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	7.59%																				
加藤義和株式会社	6.76%																				
日本たばこ産業株式会社	5.02%																				
株式会社四国銀行	4.81%																				
資産管理サービス信託銀行株式会社	3.17%																				
加藤義清	2.92%																				
全国共済農業協同組合連合会	2.60%																				
株式会社百十四銀行	2.08%																				
第一生命保険相互会社	2.06%																				
⑧ 買付者と対象者の関係等	資本関係	当社は対象者の発行済株式総数の5.02%を保有しております。																			
	人的関係	該当事項はありません。																			
	取引関係	当社と対象者とは、平成12年10月に資本業務提携契約を締結して以降、当社から対象者への冷凍食品商品の生産委託等の事業上の取引がございます。 当社と対象者役員との取引については、該当事項はありません。																			
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。																			

(注1) 対象者の概要に関する情報は、対象者が平成19年6月29日に提出した第52期有価証券報告書に基づき記載しております。

(注2) 対象者の設立年月日は、対象者が平成19年6月29日に提出した第52期有価証券報告書に基づき、対象者が株式額面金額の変更のための合併を行った際の実質上の存続会社(旧商号：加ト吉水産株式会社)のものを記載しております。なお、上記有価証券報告書によれば、形式上の存続会社の設立年月日は昭和24年2月1日であります。

(2) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

平成19年11月28日（水曜日）から平成19年12月26日（水曜日）まで（20営業日）

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。以下「法」といいます。）第27条の10第3項の規定により、対象者から買付け等の期間（以下「公開買付け期間」といいます。）の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付け期間は30営業日、平成20年1月16日（水曜日）までとなります。

(3) 買付け等の価格 1株につき、710円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

当社は、本公開買付けにおける普通株式の買付価格を決定するにあたり、まず平成19年10月初旬から対象者に対しデュー・ディリジェンスを実施し対象者の財務・法務・税務リスクを把握するとともに、同デュー・ディリジェンスにおいて対象者の経営陣が当社に提示した対象者及びその子会社・関連会社に関する事業計画の分析を実施し、デュー・ディリジェンスの結果、把握されたリスク項目に基づき独自に事業計画の修正を行いました。なお、この修正には、平成19年11月2日に対象者より開示されている対象者の業績予想の修正を含みます。

また、当社は、ファイナンシャル・アドバイザーであるGCA株式会社（以下「GCA」といいます。）に対し、平成19年10月中旬に、買付価格の決定の参考資料として対象者の株式価値の算定を依頼しました。GCAは、当社が独自に修正した対象者・関連会社に関する事業計画を基に、株式市価方式、DCF方式及び株価倍率方式の各手法を用いて対象者の株式価値評価の分析を行い、当社は、GCAから平成19年11月21日に対象者の株式価値の算定結果について報告を受けました。上記の各手法において算定された対象者の普通株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

株式市価方式：	687円から778円
DCF方式：	604円から761円
株価倍率方式：	496円から778円

当社は、上記の各手法における算定結果を参考に、対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者の平成20年3月期（平成19年4月1日～平成20年3月31日）に係る業績予想の修正内容、対象者との間で生み出されるシナジー効果、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、本公開買付けの成否の見通し、並びに過去の公開買付け事例において買付価格に付与されたプレミアム水準等を考慮いたしました。なお、買付価格の算定には直接反映してはおりませんが、日清食品がもたらす本件統合への効果も想定しております。当社は、これらを総合的に勘案し、かつ、日清食品及び対象者と協議・交渉した結果等も踏まえ、買付価格を710円と決定いたしました。また、当社は、平成19年11月22日、GCAより、本公開買付けにおける買付価格は当社の株主にとって財務的観点から見て妥当である旨のフェアネス・オピニオンを受領いたしました。

なお、本公開買付価格は対象者の普通株式の東京証券取引所市場第一部に係る平成19年11月19日の終値426円に対して約66.7%（小数点以下第二位を四捨五入。）のプレミアムを、また過去1ヶ月間（平成19年10月22日から平成19年11月19日まで）の売買価格の終値平均株価527円に対して約34.7%（小数点以下第二位を四捨五入。）のプレミアムを、また過去3ヶ月間（平成19年8月20日から平成19年11月19日まで）の売買価格の終値平均株価537円に対して約32.2%（小数点以下第二位を四捨五入。）のプレ

ミアムを、それぞれ加えた金額になります。

② 算定の経緯

当社は、平成19年9月頃より、日清食品及び対象者との間の冷凍食品事業の統合を柱とする資本及び業務提携の可能性について検討を開始し、日清食品及び対象者と協議を重ねて参りました。かかる協議・検討の結果、平成19年10月頃、当社が公開買付けにより対象者株式を取得し、その後日清食品へ株式を譲渡することが、対象者の事業を再生させ、さらに三社の事業を新たに展開していくうえで最も有効であるとの考えに至り、より具体的な検討に入りました。

当社は、本公開買付けにおける普通株式の買付価格を決定するにあたり、まず平成19年10月初旬から対象者に対しデュー・ディリジェンスを実施し対象者の財務・法務・税務リスクを把握するとともに、同デュー・ディリジェンスにおいて対象者の経営陣が当社に提示した対象者及びその子会社・関連会社に関する事業計画の分析を実施し、デュー・ディリジェンスの結果、把握されたリスク項目に基づき独自に事業計画の修正を行いました。なお、この修正には、平成19年11月2日に対象者より開示されている対象者の業績予想の修正を含みます。

また、当社は、ファイナンシャル・アドバイザーであるGCAに対し、平成19年10月中旬に、買付価格の決定の参考資料として対象者の株式価値の算定を依頼しました。GCAは、当社が独自に修正した対象者・関連会社に関する事業計画を基に、株式市価方式、DCF方式及び株価倍率方式の各手法を用いて対象者の株式価値評価の分析を行い、当社は、GCAから平成19年11月21日に対象者の株式価値の算定結果について報告を受けました。上記の各手法において算定された対象者の普通株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

株式市価方式：	687円から778円
DCF方式：	604円から761円
株価倍率方式：	496円から778円

当社は、上記の各手法における算定結果を参考に、対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者の平成20年3月期（平成19年4月1日～平成20年3月31日）に係る業績予想の修正内容、対象者との間で生み出されるシナジー効果、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、本公開買付けの成否の見通し、並びに過去の公開買付け事例において買付価格に付与されたプレミアム水準等を考慮いたしました。なお、買付価格の算定には直接反映してはおりませんが、日清食品がもたらす本件統合への効果も想定しております。当社は、これらを総合的に勘案し、かつ、日清食品及び対象者と協議・交渉した結果等も踏まえ、買付価格を710円と決定いたしました。また、当社は、平成19年11月22日、GCAより、本公開買付けにおける買付価格は当社の株主にとって財務的観点から見て妥当である旨のフェアネス・オピニオンを受領いたしました。

なお、本公開買付価格は対象者の普通株式の東京証券取引所市場第一部に係る平成19年11月19日の終値426円に対して約66.7%（小数点以下第二位を四捨五入。）のプレミアムを、また過去1ヶ月間（平成19年10月22日から平成19年11月19日まで）の売買価格の終値平均株価527円に対して約34.7%（小数点以下第二位を四捨五入。）のプレミアムを、また過去3ヶ月間（平成19年8月20日から平成19年11月19日まで）の売買価格の終値平均株価537円に対して約32.2%（小数点以下第二位を四捨五入。）のプレミアムを、それぞれ加えた金額になります。

下記の本公開買付けに関する意見表明にかかわる審議及び決議に参加した対象者取締役4名(うち社外取締役3名を含む。)は、本公開買付けにおける買付価格の公正性を担保するため、公開買付者及び対象者から独立した地位の財務アドバイザーであるメリルリンチより、本公開買付けにおける対象者普通株式の買付価格が対象者の普通株式の株主(当社及び当社の関係会社を除く。)にとって財務的見地から公正である旨の意見書を受領しています(なお、かかる意見書には一般通例的な前提条件が付されております。)。メリルリンチは対象者の財務アドバイザーであり、かかるサービスに対し、対象者から手数料を受領し、かかる手数料の一部は本公開買付けの成立に伴い発生します。更に、本公開買付けが成立しました場合、メリルリンチは対象者に対し、別途記載の当社による完全子会社化及びその後の日清食品を含めた取引についてもアドバイスを行う予定です。

また、対象者は、上記意見書ならびにリーガルアドバイザーである西村あさひ法律事務所による法的リスクの分析及びその内容も参考にしながら、平成19年11月22日開催の取締役会において、本公開買付けの諸条件について慎重に検討した結果、審議及び決議に参加した対象者取締役4名(うち社外取締役3名を含む。)全員一致で、本公開買付けに賛同する旨を決議しています。また、対象者監査役5名全員(うち社外監査役4名を含む。)は、上記取締役会に出席し、取締役会が本公開買付けに賛同する旨を決議することにつき異議はない旨の意見を述べています。

なお、本公開買付けへの賛同決議については、当該決議の公正性の可及的確保の観点から、公開買付者の出身者である対象者代表取締役金森哲治氏及び取締役専務執行役員小林一夫氏は、上記取締役会のうち本公開買付けへの賛同に関する議案の審議及び決議に参加しておりません。

③ 算定機関との関係

当社又は対象者の関連当事者には該当いたしません。

(5) 買付予定の株券等の数

株式に換算した 買付予定数	株式に換算した 買付予定の下限	株式に換算した 買付予定の上限
153,789,431株	99,777,000株	一株

(注1) 応募株券等の総数が「株式に換算した買付予定の下限」に記載された数(99,777,000株、以下「買付予定の下限」といいます。)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定の下限以上の場合には、応募株券等の全部の買付けを行います。

(注2) 本公開買付けにより公開買付者が取得する株券等の最大数(以下「買付予定数」といいます。)は、「株式に換算した買付予定数」に記載している通り、153,789,431株となります。これは、対象者が平成19年6月29日に提出した第52期有価証券報告書に記載された平成19年3月31日現在の発行済株式数(164,172,987株)から、本日現在公開買付者が保有する株式数(8,250,000株)及び同有価証券報告書に記載された平成19年3月31日現在の対象者が保有する自己株式数(2,133,556株)を控除した株式数となります。

(注3) 単元未満株式についても本公開買付けの対象としています。ただし、応募に際しては、株券を提出する必要があります(株券が公開買付代理人を通じて株式会社証券保管振替機構(以下「証券保管振替機構」といいます。)により保管されている場合は、株券を提出する必要はありません。)。なお、会社法に従って株主による単元

未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続きに従い公開買付期間中に自己株式を買い受けることがあります。

(注4) 対象者が保有する自己株式については、本公開買付けを通じて取得する予定はありません。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	82,500個	(買付け等前における株券等所有割合 5.09%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	未定	(買付け等前における株券等所有割合 未定)
買付予定の株券等に係る議決権の数	1,537,894個	(買付け等後における株券等所有割合 100.00%)
対象者の総株主等の議決権の数	1,619,078個	

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けの買付予定数に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は本日現在未定ですが、公開買付期間の開始日である平成19年11月28日までに調査の上で開示する予定です。なお、特別関係者の所有株券等についても本公開買付けの対象としているため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は分子に加算しておりません。

(注3) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が平成19年6月29日に提出した第52期有価証券報告書に記載された平成19年3月31日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。ただし、単元未満株式も本公開買付けの対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者の上記有価証券報告書に記載された総株主の議決権の数1,619,078個に単元未満株式に係る議決権の数1,316個(単元未満株式数131,687株から、本公開買付けを通じて取得する予定のない対象者が保有する単元未満自己株式56株を控除した131,631株に係る議決権の数)を加えて、「対象者の総株主等の議決権の数」を1,620,394個として計算しております。

(注4) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(7) 買付代金 109,190百万円

(注) 買付予定数(153,789,431株)に1株当たりの買付価格(710円)を乗じた金額を記載しております。

(8) 決済の方法

- ① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

② 決済の開始日

平成20年1月8日(火曜日)

(注) 法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見
表明報告書が提出された場合、決済の開始日は平成20年1月23日(水曜日)となります。

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合は常任代理人)の住所宛に郵送します。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人の本店又は全国各支店にてお支払いします。

④ 株券等の返還方法

後記「(9) その他買付け等の条件及び方法」の「① 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」及び「② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、返還することが必要な株券等は、応募株主等の指示により、決済の開始日(公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以後速やかに、応募株主等への交付もしくは応募株主等(外国人株主等の場合は常任代理人)の住所への郵送により返還するか、又は、当該株券等が応募の時点において公開買付代理人(もしくは公開買付代理人を通じて証券保管振替機構)により保管されていた場合は、応募が行われた時の保管の状態に戻します。

(9) その他買付け等の条件及び方法

① 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の総数が買付予定の下限(99,777,000株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定の下限以上の場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含む。以下「令」といいます。）第14条第1項第1号イないしリ及びヲないしソ、第3号イないしチ並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含む。以下「府令」といいます。）第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の15時30分までに公開買付代理人の本店又は全国各支店に公開買付応募申込の受付票を添付のうえ、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面(以下「解除書面」といいます。)を交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到達することを条件とします。なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、保管した応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

⑧ その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段(電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。)を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、もしくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、公開買付届出書又は関連する買付書類は米国においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等(外国人株主等の場合は常任代理人)は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報(その写しを含みます。)も、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付けもしくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段(電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。)又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと(当該他の者が買付けに関するすべての指示を米国外から与えている場合を除きます。)

(10) 公開買付開始公告日

平成19年11月28日（水曜日）

(11) 公開買付代理人 野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

(1) 本公開買付け後の方針

本公開買付けの後の方針については、「1.買付け等の目的」をご参照下さい。

(2) 今後の見通し

本件統合の平成20年3月期業績予想に与える影響につきましては、今後、本件統合の進捗ならびに具体的な計画や進展が固まり次第、発表していく所存であります。

4. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

<公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容>

当社は、平成19年11月22日付で、対象者及び日清食品との間で、本件統合等について、大要以下の内容の契約（以下、本項においてのみ「本契約」といいます。）を締結しております。

① 本公開買付け

当社は本公開買付けを実施する。対象者は、公開買付期間中は、原則として通常の業務過程での運営及び取引のみを行うものとし、事業に重大な影響を及ぼす行為を行ってはならない。

対象者は、本公開買付けが成立した場合には、平成20年3月末日を基準日とする期末配当に関する議案を平成20年3月期に係る定時株主総会に上程せず、また、平成20年3月末日現在の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主に対する株主優待品の贈呈は行わないものとする。

② 完全子会社化

本公開買付けが完了したときは、当社及び対象者は、平成20年3月末日までを目途として、以下に掲げる手続により、完全子会社化を実行する。なお、スケジュール、各効力発生日等の詳細については当社及び対象者間で協議の上決定する。

1) 対象者は、本公開買付け完了後速やかに、当社と協議のうえ決定した日を基準日とする臨時株主総会及び種類株主総会を招集し、以下に掲げる事項を内容とする議案を付議し、当社は、当該議案が決議されるよう、賛成の議決権行使をする。

- (a) 対象者の定款の一部を変更し、種類株式を発行する旨の定めを新設すること。
- (b) 前(a)による変更後の対象者の定款の一部を更に変更し、対象者の株式の全てに、対象者が株主総会の特別決議によってその全部を取得する全部取得条項を付す旨の定めを新設すること（全部取得条項が付された後の対象者の株式を、以下「全部取得条項付普通株式」という。）。また、本号(a)記載の種類株式を会社法第108条第2項各号に定める事項についての定めを設けない普通株式（以下、当該種類の株式を「本件普通株式」という。）とすること。
- (c) 会社法第171条第1項及び前(a)及び(b)による変更後の定款に基づき、対象者が、対象者の株主（対象者を除く。）から全部取得条項付普通株式の全てを取得し、当該取得と引換えに、各株主に対し、取得対価として新たな対象者の本件普通株式を交付すること。この場合において、全部取得条項付普通株式一株の取得と引換えに交付される新たな対象者の本件普通株式の数は、当社以外の各株主に対して交付される当該株式の数が一株に満たない端数となるように定めるものとする。

2) 対象者は、上記(c)の決議に基づいて、全部取得条項付普通株式の各株主に対し、全部取得条項付普通株式を取得するのと引換えに、新たな対象者の本件普通株式を交付する。この場合において、株主に対して交付する株式に一株に満たない端数があるときは、その端数の合計数（その合計数に一株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨て）に相当する数の株式を、当社又は対象者が、会社法第234条第2項又は第4項の規定に基づいて、買い取る。なお、当該端数の合計数に相当する当該対象者の株式の売却の結果、当該株主に交付される金銭の額については、特段の事情がない限り、本公開買付けの買付価格を基準として算定する。

3) 対象者は、全部取得条項付普通株式の取得後（一株未満の端数の合計数に相当する株式を対象者が買い取るときは、その買取後）速やかに、その時点において保有する自己株式の全てを、会社法第178条の規定に基づいて、速やかに消却する。

③ 本件譲渡

完全子会社化完了後速やかに、当社及び日清食品は、株式譲渡契約を別途締結するものとし、当社は当該株式譲渡契約に従い、日清食品に対し、当社が保有する対象者の株式のうち議決権の49%を表章する数の株式を、本公開買付けの買付価格と実質的に同額にて譲渡するものとする。当社は、日清食品の要請に応じて、法第27条の2第1項ただし書、令第6条の2第1項第7号、府令第2条の5に従い日清食品が合理的に満足する内容及び様式の同意書を日清食品に対して交付する等、日清食品が本件譲渡に関する公開買付規制を遵守するための合理的な協力を行うものとする。

本契約において、本件譲渡に関する規定は、完全子会社化の完了及び上記同意書の効力発生を条件として、本件譲渡を前提としたその後の当社及び日清食品間における対象者株式の取扱いに関する規定は、本件譲渡の完了を条件として、それぞれ効力を生じるものとする。

④ 本件統合

当社、日清食品及び対象者は、本件譲渡が完了した後の当社、日清食品及び対象者間

で別途合意した時期（平成20年4月を目途とする。）に、当社、日清食品及び対象者間で予め協議のうえ策定した本件統合にかかる計画に基づいて、当社及び日清食品の出資比率に変動を及ぼさない方法により、本件統合を実行する。この場合において必要となる当事者間の契約については、別途協議し締結する。

当社及び日清食品は、本件統合完了までの間は、統合対象事業に関して、通常の業務過程での運営及び取引のみを行うものとし、事業に重大な影響を及ぼす行為を行ってはない。

⑤ 事業強化

対象者は、本公開買付け完了後速やかに、冷凍食品事業及び米飯事業（無菌米飯）等における調達、商品開発、製造及び営業等の各バリューチェーン機能の強化に関する計画を策定し、遂行する。当社及び日清食品は、共同で事業強化を支援する。

⑥ 対象者の取締役・監査役の選任等

本件統合完了後における対象者の取締役及び監査役の体制に関して、当社及び日清食品は、それぞれ一定数の取締役・監査役を指名する権利を有する。

⑦ 本件提携の推進

当社、日清食品及び対象者は、本件統合完了の時までに、本件提携体制下における相互の協力・提携事項の詳細を協議のうえ定め、本契約の目的を達成するために合理的な最善の努力をする。この場合において、当社、日清食品及び対象者は、かかる相互の協力・提携事項の実行のために必要な契約を別途締結する。

⑧ 競業

当社及び日清食品は、本件統合後において、本契約有効期間中は、自ら又はその子会社もしくは関係会社を通じて、それぞれの本件統合対象事業と市場において競合するおそれのある事業は原則として行わないものとする。

⑨ 本件統合完了後の対象者の運営

当社及び日清食品は、本件統合完了後の対象者に対し、出資比率に一致した権限と責任を保有し、対象者の経営及び事業遂行に関しては、原則として対象者の自律的な判断を尊重する。

対象者は、本件統合完了後、自ら並びにその子会社及び関連会社をして、当社及び日清食品に対し、その経営及び事業遂行の透明性を担保し、本件提携推進のために必要な事項として当社及び日清食品が合理的に要請する事項に誠実に対応する。

対象者は、その経営上・事業遂行上の重要事項については、予め当社及び日清食品と協議し、その承認を得又は報告しなければならない。

当社及び日清食品は、協議をするときは、イコール・パートナーとして権利対等の地位で臨み、誠実に協議し決定する。

⑩ 合弁の解消

対象者株式譲渡完了の日以降、対象者株式譲渡完了の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間は、当社又は日清食品は、やむを得ない理由がある場合であって、自己の保有する対象者株式の全部（一部は不可）を第三者に譲渡する等何らかの処分（以下「譲渡等」という。）を行おうとするときは、他方当事者及び対象者取締役会の事前の承諾を得なければならない。当該他方当事者は、承諾を与えない場合、譲渡希望当事者が譲渡しようとする数の対象者株式の全部を、自ら又はその指定する者をして、第三者に優先して買い取ることができるものとする。

対象者株式譲渡完了の日の翌日から起算して5年を経過する日の後、当社又は日清食品が、その保有する対象者株式の全部（一部は不可）を第三者に譲渡し、又は承継させようとするときは、他方当事者は、譲渡希望当事者が譲渡等しようとする数の対象者株式の全部を、自ら又はその指定する者をして、第三者に優先して買い取ることができるものとする。

対象者株式譲渡完了の日以降に対象者の経営上・事業遂行上の重要事項のうち対象者の株主総会決議を要する事項に関し、決議が得られず、それにより対象者の事業運営に重大な支障が生じた場合であって、当社及び日清食品が協議を尽くしてもなお意見の一致に達しない場合には、本契約に従って相手方当事者に対し、相手方当事者の保有する対象者株式の全部を買い取れることを申し込むことができる。

上記に基づいて対象者株式全部の譲渡等又は買取りがなされたときは、本契約は当然に失効する。

⑪ 停止条件

当社による本公開買付けの開始及び完全子会社化に係る義務の履行については、本公開買付けの開始時点において、当社又は日清食品の対象者株式譲渡及び本件統合をなすそれぞれの義務並びに対象者の本公開買付け、完全子会社化及び本件統合に際してなすべき義務の履行については、かかる義務を履行すべき時点において、次に掲げる全ての事項が成就されていることを停止条件とする。ただし、各当事者はその条件の全部又は一部を放棄することができる。

- 1) 他の各当事者による全ての表明及び保証が全ての重要な点において真実であること。
- 2) 他の各当事者が、本契約に基づいて、当該時点までに履行し又は遵守すべき全ての義務を重要な点において履行し又は遵守していること。
- 3) 各当事者が、本件提携の全部の実行に関して、日本国又は関係各国の競争法当局を含む関係行政機関において必要な認可又は手続きが完了しているか、又は、実行後適切な期間内に完了する見込みであること。

- 4) 各当事者に本件提携の重大な障害となる、第三者からの法的手続及び訴訟が存在しないこと。
- 5) 他の各当事者に重大な悪化(当社及び日清食品については統合対象事業の重大な悪化)が生じておらず、かつ、そのおそれもないこと。

⑫ 解除及び損害賠償等

本件統合完了までの間において、当社、日清食品又は対象者は、本件提携又は本件統合に向けた手続の実行に重大な影響を及ぼす一定の事由が生じた場合には、直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。

当社、日清食品又は対象者は、他の相手方当事者（以下「解除の帰責当事者」という。）が本契約に基づく重大な義務の違反を犯した場合であって、相当の期間内に是正しない場合には、直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。この場合において、当該解除の帰責当事者が当社又は日清食品であるときは、他方当事者は、当該解除の帰責当事者の保有する対象者株式の全てを、自己又はその指定する者によって買い取ることができる。

<対象者株主のための取引の公正性確保のための措置>

下記の本公開買付けに関する意見表明にかかわる審議及び決議に参加した対象者取締役4名(うち社外取締役3名を含む。)は、本公開買付けにおける買付価格の公正性を担保するため、公開買付者及び対象者から独立した地位の財務アドバイザーであるメリルリンチより、本公開買付けにおける対象者普通株式の買付価格が対象者の普通株式の株主(当社及び当社の関係会社を除く。)にとって財務的見地から公正である旨の意見書を受領しています(なお、かかる意見書には一般通例的な前提条件が付されております。)。メリルリンチは対象者の財務アドバイザーであり、かかるサービスに対し、対象者から手数料を受領し、かかる手数料の一部は本公開買付けの成立に伴い発生します。更に、本公開買付けが成立しました場合、メリルリンチは対象者に対し、別途記載の当社による完全子会社化及びその後の日清食品を含めた取引についてもアドバイスを行う予定です。

また、対象者は、上記意見書ならびにリーガルアドバイザーである西村あさひ法律事務所による法的リスクの分析及びその内容も参考にしながら、平成19年11月22日開催の取締役会において、本公開買付けの諸条件について慎重に検討した結果、審議及び決議に参加した対象者取締役4名(うち社外取締役3名を含む。)全員一致で、本公開買付けに賛同する旨を決議しています。また、対象者監査役5名全員(うち社外監査役4名を含む。)は、上記取締役会に出席し、取締役会が本公開買付けに賛同する旨を決議することにつき異議はない旨の意見を述べています。

なお、本公開買付けへの賛同決議については、当該決議の公正性の可及的確保の観点

から、公開買付者の出身者である対象者代表取締役金森哲治氏及び取締役専務執行役員小林一夫氏は、上記取締役会のうち本公開買付けへの賛同に関する議案の審議及び決議に参加しておりません。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

- ① 対象者は、平成19年11月27日に、東京証券取引所において、平成20年3月期中間決算短信（非連結）を公表する予定です。
- ② 対象者は、本公開買付けが成立した場合には、平成20年3月末日を基準日とする期末配当に関する議案を平成20年3月期に係る定時株主総会に上程しない旨及び平成19年3月末日現在の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主に対する株主優待品の贈呈をもって株主優遇制度を廃止する（すなわち、平成20年3月末日現在の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主に対する株主優待品の贈呈は行わない）旨規定された平成19年11月22日付「資本業務提携に関する基本契約書」を締結しております。完全子会社化手続に際して交付される金銭の額は、特段の事情のない限り、本公開買付けの買付価格を基準として算定され、本公開買付けの買付価格に準ずる価格となる予定ですが、仮に対象者が、平成20年3月末日を基準日として当期末配当の支払い又は株主優待品の贈呈を行った場合には、本公開買付けに応募する株主と応募しない株主との間に経済的効果の差異が生じる可能性がありますので、上記の措置をとる旨を合意しております。
- ③ 公開買付者と対象者の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項について、該当事項はありません。

以 上

- ※ 本書面に含まれる情報を閲覧された方は、金融商品取引法第167条第3項及び同法施行令第30条の規定により、内部者取引(いわゆるインサイダー取引)規制に関する第一次情報受領者として、本書面の発表(2007年11月22日午前 東京証券取引所の適時開示情報閲覧サービスにおいて掲載された時刻)から12時間を経過するまでは、株式会社加ト吉の株券等の買付け等が禁止される可能性がありますので、十分にご注意ください。万一、当該買付け等を行ったことにより、刑事、民事、行政上の責任を問われることがあっても、当社は一切責任を負いかねますので、予めご了承ください。
- ※ このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込みもしくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース(もしくはその一部)又はその配布の事実が当該公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に関してこれらに依拠することはできないものとします。